

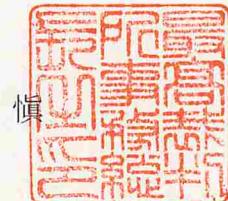
最高裁秘書第1642号

令和3年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月12日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生採用選考申込書（第74期）の書式を決定した際に作成し、又は取得した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第1876号

令和3年6月17日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生採用選考申込書（第74期）の書式を決定した際に作成し、又は取  
得した文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年5月17日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第17号

(2) 謝問日

令和3年6月11日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1877号

令和3年6月17日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

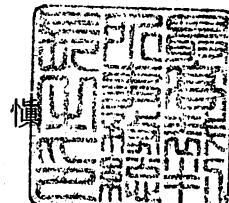
諮問番号 令和3年度（最情）諮問第17号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年6月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、司法修習生採用選考申込書の書式の変更理由等が記載された文書が別に存在すると思われる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

司法修習生採用選考申込書（第74期）の書式を決定した際に作成し、又は取得した文書

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、5月12日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出に該当する文書は、本件開示対象文書以外に作成又は取得していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、他に本件開示申出に該当する文書は存在しなかった。

なお、苦情申出人は、書式の変更理由等が記載された文書が別に存在すると思われる旨主張するが、第74期分の司法修習生採用選考申込書の書式を決定するに当たっては、第73期分の同書式からの変更の内容及びその理由について口頭で説明を行ったことから、書式の変更理由等を記載した文書は作成していない。

(2) よって、原判断は相当である。